

令和2年度 事務事業評価シート(詳細) ※令和元年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	住宅改修補助金									
担当部署	産業観光部	産業振興課	事業コード	6						
所属長	中 孝		事業区分	ソフト事業						
予算事業名	商工業振興			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	07	項	01	目	02	事業開始年度	平成12年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)		法令による実施義務	義務ではない
施策		根拠となる法令	なし
取組施策		その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市住宅改修補助金交付要綱
関連事業	なし		

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	補助金
対象(誰・何を対象に)	市内施工業者により住宅改修を行った市民
目的(対象をどのようにしたいか)	地域経済対策の一環として、市内の施工業者の振興を図る
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	市内施工業者により住宅改修を行った者に対し、改修工事費の5%(上限7万円)の補助金を交付するもの

3. 前年度に立てた計画(Plan)

<ul style="list-style-type: none"> 予算額18,800,000円で、市内施工業者により住宅改修を行った者に対し、改修工事費の5%(上限7万円)の補助金を交付する。 小規模事業者を含めた幅広い市内事業者に、施工機会を多く設けられるよう検討を進める。
--

4. 取組実績(Do)

<ul style="list-style-type: none"> 申請件数317件、施工業者数99者、合計18,519,000円の補助金を交付した。(申請件数は前年度に比べ増加) 交付要綱の一部改正による補助限度額の引下げを実施した。(令和2年度より変更)
--

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部		29年度	30年度	元年度	2年度(見込額)	備考
人件費	A	3,041	3,052	3,052	3,052	
	正規職員(1年間の従事人数)	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	
	臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費	B	20,000	20,000	18,800	17,200	
	補助金(普・単)	20,000	20,000	18,800	17,200	
総支出(A+B)		23,041	23,052	21,852	20,252	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	23,041	23,052	21,852	20,252	
総収入	23,041	23,052	21,852	20,252	

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	29年度	30年度	元年度	2年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
申請件数	件	312.0	312.0	317.0	318.0	68.94
指標の定義・説明	補助金交付申請件数					73.88
補助施工業者数	者	97.0	102.0	99.0	103.0	220.73
指標の定義・説明	補助金交付施工業者数(重複を省く)					226.00

(2) 成果指標

評価指標	単位	29年度	30年度	元年度	2年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
補助対象経費	千円	519,456	523,193	(目標) 500,000 (実績) 502,158	500,000	平均500,000	0.04
指標の定義・説明	補助金交付決定の対象となる経費(見積額又は領収額のどちらか低い方)の総額						0.04
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性		市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
	B	予算の執行率が例年95%以上であることや、受付開始から1~2週間程度で受付終了となっている状況から、当事業のニーズの高さがうかがえる。また、日本の既存住宅・リフォーム市場規模は国際的にみて小さく、内閣府の「国民経済計算年報」によれば、リフォーム投資は景気変動の影響を受けにくく安定して推移していることから、地域経済対策として、当事業の必要性は一定程度あるものと考えられる。
有効性		施策の目標の達成に貢献しているか
	B	施工業者には一部偏りがみられるものの、申請受付方法を二期制とした平成28年度以降、新規の施工業者も一定数ある。また、例年行っている市内住宅建設事業者団体との意見交換においては、施工業者の偏りに関する意見は出ていないことから、幅広い市内業者の施工機会の確保につながっているものと考えられる。
達成度		設定した活動・成果指標の目標を達成しているか
	A	申請数、補助施工業者数共に目標を達成している。
効率性		民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか
	A	市自らが行うべきものであり、最小限の人員で行っている。
総合評価	C	経済効果や効果検証の困難さをどのように解決していくか、検討を進めていく必要がある。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など) (Action)

今後の方向性	改善
2年度	より多くの施工機会を設けるため、施工業者の要件(市内本店と市外本店で補助額の差別化)等の見直しを進める。また、市内経済への効果と事業効果との関係を整理するため、アンケート調査等の実施について検討を進める。
3年度	より多くの施工機会を設けるための制度等の見直しや、市内の経済への効果と事業の効果との関係をどのように整理するかについて令和2年度の検討内容等を踏まえ、具体的な実施に向けた取組みを進める。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

埼玉県内でリフォーム全般を対象とする補助事業を行っているのは、63市町村中33市町村

(2) これまでの見直しや改善等の経過

市内住宅改修業者に幅広く施工機会を設けることにつながるため、平成28年度から申請受付を二期制とした。また、令和元年度には、市内業者への影響を緩和するとともに、補助事業による施工機会をより多く設けるため、要綱を改正し補助限度額を8万円から7万円へ引き下げた。